関係各位

山梨県農政部長 (公印省略)

農薬の保管管理及び適正処理の徹底について

このことについて、「平成27年度山梨県農薬危害防止運動の実施について」(平成27年5月26日付農技第550号農政部長、森林環境部長、福祉保健部長通知)により、ご協力をお願いしているところであります。

しかしながら、今般、農薬の処分を適正に行っていない事例が新聞等で報道されました。

つきましては、改めて農薬の保管管理及び適正処理について、農薬の使用者に対して、次の対策を徹底していただきますようご指導をお願いいたします。

- 1 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に 施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。また、散布や調製のため 保管庫等から農薬を持ち出した際には、子どもや作業に関係のない者が誤って手 にすることのないよう、農薬から目を放さず、作業終了後は速やかに保管庫等に 戻す。
- 2 農薬やその希釈液、残渣等を飲食品の空容器等へ移替えしない。
- 3 万が一、容器の破損等により他の容器に移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応を講じる。
- 4 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。
- 5 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。
- (1) 農薬使用者自身で、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託する。
- (2) JA等、地域共同で適正に回収処分する体制が確立しているところでは、当該システムにより処分する。

(参考)

農業技術課HP(http://www.pref.yamanashi.jp/nougyo-gjt/kenkyu/nouyaku_shiyou.html) 農薬工業会HP(http://www.jcpa.or.jp/user/guideline.html)

> 農政部農業技術課 鳥獣害対策担当 TEL: 055-223-1618